

## 著作権 契約書 Q&A

### 第2回 実話に基づく劇作 戯曲の「引き上げ」は可能か?

弁護士・ニューヨーク州弁護士 福井健策

質問：ある海外の有名人物のエピソード（実話）をもとに戯曲を書いてほしいと依頼を受けて書いた。しかし、上演直前になつてプロデューサーと意見が対立し、戯曲を引き上げると主張したら著作権はおまえにはなくて、その実話を戯曲化する権利を持つているオレのものだとプロデューサーに言われた。それは正しいのか？また、著作権が自分にあるとしたら、その戯曲を自分で上演することは可能か？

#### 1 実話に基づく劇作

今回も、事務局に用意して頂いたケースを使って進めて行きましょう。（「オレのもの」とプロデューサーがス「むあたり、臨場感が出ていますね。さて、実話に基づく劇作、これも問題やトラブルの宝庫です。」）ではまず、題材となつた「実話」は果たして誰でも自由に使えるものなのか、それとも個人の「持ち物」なのか、から考えなさい」となり、プロデューサーの言い分は前提から崩れます。「実話」の戯曲化には、一般に三つのケースが考えられます。

（1）題材である「実話」に、現実に起きた事件だけでなく、評伝作家などの創作が含まれている場合。

「ご存知通り、歴史的な事実やナマの事件は、誰かが創作したものではありませんので著作物ではありません。よつて、著作権などはそもそもありません。評伝作家がどんなに苦労してもそのエピソードを「発見」「発掘」したとしても、同じことです。誰もナマの事実を独占することはできません。」

（2）題材である「実話」は、現実に起きたナマの事実だけであるが、未公表の人や私生活上のことがらったり、個人の名前を害する事実である場合。

例えば、あまり一般に知られていない個人の私生活上の事件であって、普通の人は公表を望まない出来事は、プロライバー（デューサー）が「戯曲化する権利」を持つていて、それがいまいが、書かれた戯曲の著作権は原則としてそれを創作した劇作家のものだからです。そうして、書かれた戯曲の著作権が劇作家からプロデューサーに移るかどうかは、戯曲について著作権譲渡の合意があるかどうかによつて決まります。譲渡の合意がないならば、戯曲の著作権はあくまでも劇作家のものであります。ただし、これだけでは終りません。仮に、戯曲の著作権は劇作家にあるとしても、プロデューサーから委嘱を受けて執筆を開始したということは、戯曲の上演を許可したことになります。そうだからです。この点、上演料などの重要な条件でまだ妥結していない場合ならば、「まだ確定的な上演の許可はなかった」と言える余地は高まるでしょう。また、まだ契約書を取り交わしていない場合も、「確定的な合意はなかつた」と多少言ひやすくなるでしょうが、絶対ではありません。確定的な上演の許可があつたとすれば、一方的に「戯曲を引き上げる」とはできない」とになつた（つづく）

③題材である「実話」が、現実に起きたナマのエピソードであり、公表された事実であり、かつ、個人の名誉を害するものでもない場合。

この場合、その「実話」はまさしく誰の承諾を得なければ戯曲化できません。つまり、「」の場合にも「戯曲化する権利」というものがあり得ることになります。

#### 2 戯曲の「引き上げ」は可能か

さて、以上で「戯曲化する権利」があるかどうかはハッキリしました。どうが、二

#### 断片的な情

報をつなぎ合わせてあるエピソードを「作り上げた」場合は、話が変わります。その

#### 劇作が創作した部分

に限っては著作物として守られる可能性が高くなります。仮に、題材となつた「実話」がこのように誰かの著作物ならば、著作権者の許可を得なければ戯曲化できない」と

になります。裏返せば、「戯曲化する権利を持つている」というプロデューサーの言い分は「根拠がある」となります。

